② 塩化ビニリデン
6μg／g以下

b 溶出規格
① 蒸発残留物
30μg／mL以下
② 過マンガン酸カリウム消費量
10μg／mL以下。ただし、食品擬似溶媒として水を用いる。

7．ポリエチレンテレフタレートを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装
ポリエチレンテレフタレートを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装は、次の規格に適合しなければならない。
a 溶出規格
① アンチモン
0.05μg／mL以下。ただし、食品擬似溶媒として４％酢酸を用いる。

② ゲルマニウム
0.1μg／mL以下。ただし、食品擬似溶媒として４％酢酸を用いる。

③ 蒸発残留物
30μg／mL以下
④ 過マンガン酸カリウム消費量
10μg／mL以下。ただし、食品擬似溶媒として水を用いる。

8．ポリメタクリル酸メチルを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装
ポリメタクリル酸メチルを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装は、次の規格に適合しなければならない。
a 溶出規格
① メタクリル酸メチル
15μg／mL以下。ただし、食品擬似溶媒として20％エタノールを用いる。

ラズマ質量分析法又は誘導結合プラズマ発光分光分析法によりバリウムの試験を行うとき、これに適合しなければならない。これに適合するとき、試験溶液中のバリウム量は１μg／mL以下であり、試料当たりに換算すると100μg／g以下となる。
② 塩化ビニリデン
試料を細切し、その0.5gを量り、20mLのセプタムキャップ付きガラス瓶に入れる。次いで、N，N－ジメチルアセトアミド2.5mLを加え、直ちに密封する。これを試験溶液としてモノマー試験法中の塩化ビニリデンの試験を行うとき、これに適合しなければならない。これに適合するとき、試料中の塩化ビニリデン量は６μg／g以下となる。
b 溶出試験
① 蒸発残留物
蒸発残留物試験を行うとき、その量は30μg／mL以下でなければならない。
（新設）

7．ポリエチレンテレフタレートを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装
ポリエチレンテレフタレートを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装は、次の試験法による試験に適合しなければならない。
a 溶出試験
① アンチモン
浸出用液として４％酢酸を用いて作った試験溶液について、原子吸光光度法、誘導結合プラズマ質量分析法又は誘導結合プラズマ発光分光分析法によりアンチモンの試験を行うとき、これに適合しなければならない。これに適合するとき、試験溶液中のアンチモン量は0.05μg／mL以下となる。
② ゲルマニウム
浸出用液として４％酢酸を用いて作った試験溶液について、原子吸光光度法、誘導結合プラズマ質量分析法又は誘導結合プラズマ発光分光分析法によりゲルマニウムの試験を行うとき、これに適合しなければならない。これに適合するとき、試験溶液中のゲルマニウム量は0.1μg／mL以下となる。
③ 蒸発残留物
蒸発残留物試験を行うとき、その量は30μg／mL以下でなければならない。
（新設）

8．ポリメタクリル酸メチルを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装
ポリメタクリル酸メチルを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装は、次の試験法による試験に適合しなければならない。
a 溶出試験
① メタクリル酸メチル
浸出用液として20％エタノールを用いて作った試験溶液について、モノマー試験法中のメタクリル酸メチルの試験を行うとき、これに適合しなければならない。これに適合するとき、試験溶液中のメタクリル酸メチル量は15μg／mL以下となる。